

接続約款変更届出書

平成29年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住 所 とうきょうとみなとくひがししんぼしいちちようめ9ばん1ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 そふとばんくがしがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひようとりしまりやくしゃちよう けん しーいーおー みやう
代表取締役社長 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 約款・サービス部
(電話番号)

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年3月31日
------	------------

接続約款新旧対照表

別紙

新		旧	
第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
当社網(Y)～接続申込者	(略)	当社網(Y)～接続申込者	(略)
ワイモバイル契約約款	ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ 1・2)、ワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE LTE 編)(電話)、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE LTE 編)(データ)、EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE 4G 編)	ワイモバイル契約約款	ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ 1・2)、ワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE LTE 編)(電話)、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE LTE 編)(データ)、EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)、 EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款 及び EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE 4G 編)
3G 通信サービス	(略)	3G 通信サービス	(略)
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は AXGP 方式を除きます。)	4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款及びワイモバイル契約約款(EMOBILE 通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、EMOBILE 通信サービス契約約款(データ通信編)及び EMOBILE 前払い方式通信サービス契約約款を除きます。)に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は FDD-LTE 方式に限ります。)
MVNO サービス～	(略)	MVNO サービス～	(略)

3G チップ

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

網使用料の適用については、第 64 条(従量制の網使用料の支払義務) 及び第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 当社網(S)

用語の意味	
(1) 網使用料の適用対象	(略)

3G チップ

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

1 適用

網使用料の適用については、第 64 条(従量制の網使用料の支払義務) 及び第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 当社網(S)

用語の意味							
(1) 網使用料の適用対象	(略)						
<u>(2) 網使用料の適用区分</u>	<p>当社は、次の区分により網使用料を適用します。</p> <p>当社は、<u>IMT-2000 方式(通信モード)及び IMT-2000 方式(デジタル通信モード)の提供においては、次の区分により網使用料を適用します。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア 区域内料金</u></td> <td><u>相互接続点と契約者回線等との間の相互接続通信が(3)(料金適用区域表)に定める同一内に終始する通話に適用する料金</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ 区域外料金</u></td> <td><u>ア以外のもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	<u>ア 区域内料金</u>	<u>相互接続点と契約者回線等との間の相互接続通信が(3)(料金適用区域表)に定める同一内に終始する通話に適用する料金</u>	<u>イ 区域外料金</u>	<u>ア以外のもの</u>
区分	内容						
<u>ア 区域内料金</u>	<u>相互接続点と契約者回線等との間の相互接続通信が(3)(料金適用区域表)に定める同一内に終始する通話に適用する料金</u>						
<u>イ 区域外料金</u>	<u>ア以外のもの</u>						
<u>(3) 料金適用区域表</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道</u></td> <td><u>北海道</u></td> </tr> </tbody> </table>	区域	都道府県	<u>北海道</u>	<u>北海道</u>		
区域	都道府県						
<u>北海道</u>	<u>北海道</u>						

(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	(略)

1-2 当社網(Y) (略)

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分	単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.056977</u> 円	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.102558</u> 円	—

	<table border="1"> <tr> <td>東北</td> <td>青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、東京都、神奈川県、長野県</td> </tr> <tr> <td>東海</td> <td>岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>香川県、徳島県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td> </tr> </table>	東北	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県	関東	群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、東京都、神奈川県、長野県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	北陸	富山県、石川県、福井県	関西	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県	中国	鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県	四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
東北	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県																
関東	群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、東京都、神奈川県、長野県																
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県																
北陸	富山県、石川県、福井県																
関西	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県																
中国	鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県																
四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県																
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県																
(4) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	(略)																

1-2 当社網(Y) (略)

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分	単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	<u>ア 区域内</u>	1 秒ごとに	<u>0.069</u> 円 —
	<u>イ 区域外</u>	1 秒ごとに	<u>0.083</u> 円 —
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	<u>ア 区域内</u>	1 秒ごとに	<u>0.124</u> 円 —
	<u>イ 区域外</u>	1 秒ごとに	<u>0.149</u> 円 —

(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.009559</u> 円	
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.537428</u> 円	
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア)10Mbpsのもの	<u>948,803</u> 円	
	(イ)10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>94,880</u> 円	
(6) MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>81</u> 円	

2-2 当社網(Y)

区分	単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.056977</u> 円	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.102558</u> 円	—
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.009559</u> 円	—
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.537428</u> 円	—

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.012</u> 円	—
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.66</u> 円	—
(5) 直取パケット接続機能(L2 接続)	(ア)10Mbpsのもの	<u>1,151,355</u> 円	月額
	(イ)10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>115,135</u> 円	月額
(6) MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>92</u> 円	月額

2-2 当社網(Y)

区分	単位	料金額	備考
(1) IMT-2000 方式(通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.067</u> 円	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	<u>0.140</u> 円	—
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.009</u> 円	—
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.65</u> 円	—

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		(略)
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.088</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.057</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費 (略)

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区 分	適 用 時 間 帯	単 位	内 容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>4,799</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から 22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,494</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時 までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,189</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,772</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時 までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,467</u> 円

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		(略)
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.102</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.051</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費 (略)

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区 分	適 用 時 間 帯	単 位	内 容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,645</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から 22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,616</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時 までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,587</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,004</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時 までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,975</u> 円

附則

(略)

附 則(平成 29 年 3 月 24 日 MKS1703220007150001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 31 日から実施します。

附則

(略)